和四周上宫网隶统长宁等四老营集而语

秋田県点字図書館指定管理者募集要項

秋田県点字図書館の指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名称 秋田県点字図書館

(2) 所在地 秋田県秋田市土崎港南三丁目2番58号

(3) 設置目的

本施設は、身体障害者福祉法に基づく視覚障害者情報提供施設として視覚に障害のある者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を製作し、それを保存して視覚障害者の利用に供することを目的とする。

(4) 規模等

① 構 造 鉄筋コンクリート造一部木造

② 階 数 平屋建

③ 敷地面積 2,687.60㎡

④ 延床面積 1,008.74㎡

⑤ 開設日 昭和47年4月1日

⑥ 施設の概要

階層	床面積	室名	用 途 ・ 概 要 等		
		事務室			
1 階	998. 80 m²	相談室	利用者の一般相談		
		印刷・製本室	点字図書の製本		
		研修室	会議、ボランティアグループの研修		
		資料室	図書原本、点字図書、関係資料の保管		
		編集・プリント室	録音図書の編集、コピー		
		発送室	利用者への貸出に関する図書の発送		
		書庫	点字図書・録音図書の保管		
			録音図書の製作		
			来館者への対面読書サービス		
			テレホンニュースサービス		
		ボランティアルーム	研修、ボランティアの打合せ、休憩		

(5) 指定管理料の実績(過去3年間)

令和4年度 37,281千円

令和5年度 37,154千円

令和6年度 37,029千円

(6) 施設利用者数の実績(過去3年間)

令和4年度 15,433 人

令和5年度 15,420 人

令和6年度 15,016 人

2 指定管理者に行わせる管理の業務 (※詳細は、「秋田県点字図書館業務管理仕様書」による。)

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の製作、保存及び利用に関する業務
- (3) その他秋田県点字図書館の管理に関し知事が必要と認める業務
- ※ 利用者への直接支援に関する業務を除き、事前に知事の承認を得たうえで、一部の業務 を外部委託することも可能です。

3 管理を行わせる期間(指定期間)

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(予定)

4 施設の目標

視覚障害者等に向けた情報提供を行う施設として、施設の安定した運用と経費内での効率的な運用を実施すること。

5 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ①県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置 しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
 - ※1複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。
 - ※2共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設 について重複して申請することはできません。
 - ※3共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくととも に、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方としま す。
 - ※4指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになりますが、 協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになります。
- (2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)
 - ①地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
 - ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
 - ③秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
 - ④会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て(これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
 - ⑤秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - ⑥役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県 条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密 接な関係を有する者を含む団体

6 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。
 - ①指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
 - ②定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ③申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支 決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書 類
 - ④申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - ⑤組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
 - ⑥役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - (7)指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ⑧社会福祉事業又は社会福祉活動の実績を記載した書類
 - ⑨秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)
 - ⑩誓約書
 - ⑪その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部障害福祉課地域生活支援チーム(電話018-860-1332) 持参又は郵送により提出してください。

(3)提出期限

令和7年9月18日(木)午後5時15分まで(郵送の場合は同日必着) なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

(4) 提出部数等

正本1部、副本5部を提出してください。(副本はコピー可とします) なお、県が必要と認める場合は、申請書及び添付書類の内容について、説明や追加資料の 提出を求めることがあります。

(5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

7 選定の方法、基準及び時期

(1)健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる①から⑤までの選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

点字図書館の指定管理者の候補者選定の審査基準(括弧内は配点)

① 県民の平等利用の確保(適合しなければ失格) ア 利用者の平等な利用が確保されていること。

- ② 公の施設の設置目的の効果的な達成(30点)
 - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであること。
 - イ 新たな又は魅力的な提案(自主事業の開催含む。)が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取組が図られる計画であること。また、その実現可能性があること。
 - ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれていること。
 - エ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであること。
 - オ地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。
- ③ 効率的な管理(20点)
 - ア
 収支計画は適正なものであること。また、その実現性があること。
 - イ 経費縮減に向けた取組がなされるものであること。また、その実現可能性があること。
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力(35点)
 - ア団体の経営状況が安全かつ健全なものであること。
 - イ 団体の活動実績が良好であること。
 - ウ 人員配置計画及び職員採用計画が妥当なものであること。
 - ・必要な人材を適正に配置し、確実な管理をする体制となっていること。
 - ・障害者、高齢者等の雇用促進に配慮した計画となっていること。
 - エ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲があること。
 - オ 安全管理が適切であること。
 - カ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであること。
- ⑤ その他施設の設置の目的、性質に応じて定める基準(10点)
 - ア 社会福祉事業又は社会福祉活動に関する実績を有していること。
- ⑥ 県の重要施策推進に係る項目(5点)
 - ア 女性活躍支援に取り組んでいること (えるぼしチャレンジ企業認定など)。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、令和7年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに 通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」にて公表します。

8 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者 と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕(小規模でかつ使用価値 又は効用の減少を防ぐ、いわゆる 本体の維持管理又は原状復旧を目 的とする修繕)	費用負担。	
	②大規模修繕等 (小破修繕以外)		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
(2) 緊急時の対応	④事故・災害等による施設等の修繕①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	協議。 必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	協議。 調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3)県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	る。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供 することができなくなったとき	県へ協議。 ただし、指定管理料のうち備品等の 購入又は調達について年度協定に定 められている場合は、予定額の範囲 内で購入又は調達。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供 することができる。	
	②経年劣化等により本業務の用に供 することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を 購入又は調達する。	なし。
(5)業務実施状況の確認等		調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応 が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の 業務遂行水準を満たしていないと 判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠 償請求。
(6)損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により 管理物件を損傷し、又は滅失した とき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰すべき事由 により発生した損害について、県 が第三者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する 保険	⟨例示⟩ ・施設賠償責任保険。 ・第三者賠償保険。 	火災保険。
(8) 不可抗力 ※「不可抗力」とは、天	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応 措置(損害及び損失並びに増加費用 を最小限にするよう努める)。	
災(地震、津波、落雷、 暴風雨、洪水、異常降 雨、土砂崩壊等)、 災(戦争、テロ、暴動 等)、法令変更その他 県及び指定管理者の責 めに帰することのでき ない事由をいう。	②費用等の負担		
なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、 不可抗力に含まないも のとする。	③実施義務の免除	の発生により本業務の全部又は一部 の実施ができなくなったと認められ るときは、不可抗力により影響を受 ける限度において本協定に定める義 務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理 者が当該業務を実施できなかったこ とにより支出を免れた費用相当額を 指定管理料から減じることができ る。
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い		県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10)本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ 本業務の実施を妨げない範囲内に おける自主事業の実施。	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認(条件を定めることができる)。

9 募集要項の交付

5 (2) に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、令和7年7月18日(金)から令和7年9月18日(木)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付します。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒(角2号の大きさで送付先を記載したもの)を同封すること(令和7年9月11日(木)必着)。

10 説明会

(1) 日時

令和7年7月29日(火)午後2時~

(2)場所

秋田市土崎港南三丁目2番58号 秋田県点字図書館研修室

(3) その他

説明会への参加を希望する者は、7月25日(金)正午までに後記11(7)の問い合わせ 先に連絡してください。

11 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- (3) 秋田県点字図書館の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。
- (4) 指定期間の予算総額は221,910千円を限度とします。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。
- (6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがあります。
- (7) 指定管理者は、秋田県点字図書館施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができます。
- (8) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと 判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求 (指定管理料の減額)、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

(9) 問合せ先

秋田県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援チーム

電 話 018-860-1332

FAX 018-860-3866

メールアト レス shoufuku@pref.akita.lg.jp

12 添付資料・様式

(1)指定管理者指定申請書(別紙様式1)(2)秋田県点字図書館事業計画書(別紙様式2)(3)誓約書(別紙様式3)(4)点字図書館業務仕様書(別紙 ①)(5)点字図書館施設概要書(別紙 ②)